

令和 3 年 7 月 1 日

介護職員（等特定）処遇改善加算算定事業所 御中

紀の川市高齢介護課長

（公印省略）

令和 2 年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る実績報告書の提出  
について

平素は、本市介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 2 年度に介護職員（等特定）処遇改善加算を算定した事業者（所）におかれましては実績報告書の提出が必要となります。

つきましては、実績報告の手続きについて内容をご確認のいただき、届出に際し遺漏のないようご提出ください。

## 記

### 1. 提出期限

令和 3 年 7 月 30 日（金）必着（令和 3 年 3 月サービス提供分まで加算を算定した場合）

※ 年度途中で事業廃止や算定を中止した場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月末までが提出期限となることを申し添えます。

### 2. 提出および作成書類

#### ◎ 実績報告書（別紙様式 3-1、3-2）

■ ①実績報告書記載金額等に係る積算根拠資料（提出不要ですが必ず作成してください）

■ ②チェックリスト（提出不要ですが必ず作成してください）

※ 令和 3 年度ではありませんのでご注意ください。令和 2 年度実績報告の対象となるのは、対象サービス提供月が令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月になります。

※ ①や②、各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し（令和 2 年 5 月から令和 3 年 4 月審査分）、紀の川市から送付する「訪問（通所）型サービス A 加算額のお知らせ」等については提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

※ 実績報告に係る前述の様式は本市ホームページに掲載しております。

裏面に続きます

紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp/kou-fuku/index.html>)

→各課のご案内 →高齢介護課ページ →お知らせ

→令和2年度介護職員処遇改善・介護職員等特定処遇改善実績報告書（提出期限：令和3年7月30日）

### 3. 提出方法

#### **持参または郵送**

##### ■ 持参の場合

提出書類は **2部**ご持参ください（1部は控えとしてお返しします）。

（持参先）

高齢介護課

和歌山県紀の川市西大井 338 番地 紀の川市役所本庁舎 2階 21 番窓口

##### ■ 郵送の場合

提出書類は **2部**ご郵送ください（1部は控えとしてお返しします）。

（送付先）

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 高齢介護課 宛

※ 封筒の表に「令和2年度処遇改善実績報告書」と記載してください。

※ 必ず宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### 4. 留意事項

介護サービス事業所等を複数運営している事業者は、複数の事業者等に係る「介護職員処遇改善実績報告書」（処遇改善加算関係）、「介護職員等特定処遇改善加算実績報告書」（特定加算関係）をそれぞれ一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、実績報告書の提出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。

（担当）

紀の川市 福祉部 高齢介護課

介護保険班 中谷、増田、花岡

総合事業班 小西、田村、揚戸

TEL.0736-77-0980（直通）